

三重県では、  
平成26年4月1日から

# みえ森と緑 の県民税

がスタートします。

県民のみなさまから納めて  
いただいた税を活用して、  
災害に強い森林づくりや、  
県民全体で森林を支える  
社会づくりを進めます。

「みえ森と緑の県民税」は、県民税均等割に  
上乗せして納めていただきます。

## 個人

平成26年度分から課税

- 1月1日現在で県内に住所がある方
- 1月1日現在で県内に家屋敷等を有する方

税額(年): 1,000円

## 法人

平成26年4月1日以後に開始する  
事業年度分から課税

- 県内に事務所等を有する法人等

税額(年): 均等割額の10%相当額

※次の方には課税されません。  
■生活保護法の規定による生活扶助を受けている方  
■障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方  
■前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方

資本金等の額	年税額
50億円超	80,000円
10億円超、50億円以下	54,000円
1億円超、10億円以下	13,000円
1千万円超、1億円以下	5,000円
上記以外の法人等	2,000円

## 「みえ森と緑の県民税」の使いみち

- 土砂や流木を出さない森林づくり
- 水源林等の公有林化
- 山村地域との交流や植樹祭など森林とのふれあい促進
- 県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化
- 荒廃した里山や竹林の再生
- 小中学校等における森林環境教育の実施
- 街中の緑化(植樹や校庭の芝生化)
- 住民による海岸漂着流木の回収活動の支援 など

## 「みえ森と緑の県民税」に関する問い合わせ先

### 税の仕組みについて

総務部税務・債権管理課  
電話 059-224-2127  
FAX 059-224-4321  
E-mail zeimu@pref.mie.jp

### 税の使いみちについて

農林水産部みどり共生推進課  
電話 059-224-2513  
FAX 059-224-2070  
E-mail midori@pref.mie.jp

みえ森と緑

検索